2023 年 10 月 1 日以降の新型コロナウイルス感染症 に係る診療の取り扱いの概要(**歯科**)

2023 (令和5) 年9月22日 (未定稿)

2023 年 10 月 1 日以降の新型コロナウイルス感染症患者の取り扱いについて、保険局医療課事務連絡(令和 5 年 9 月 15 日)で「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」が出され、2023 年 10 月 1 日以降は、当該事務連絡によって取り扱うこととなった。

以下に、2023年10月1日以降の取り扱いの概要を紹介する。

この概要は、下記に基づいて作成した。

(1) 令和5年9月15日 保険局医療課事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス 感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療 報酬上の臨時的な取扱いについて」

https://www.mhlw.go.jp/content/001147402.pdf

(2) 令和5年9月15日保険局医療課事務連絡「令和5年新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」

https://www.mhlw.go.jp/content/001147403.pdf

I 新型コロナウイルス感染症患者へ歯科治療を行う場合の特例

【通則】

- 下記において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、新型コロナウイルス感染症と 診断された患者(新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く)をいう。
- 下記に掲載する算定区分及び診療報酬点数については、次に掲げるものを除き、歯科 診療報酬点数表による。ただし、以下の項目の点数については、令和4年診療報酬改 定による改定前の点数を算定する。
 - 1030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置 100 点

1. 新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科治療に係る特例

(1) 必要な感染予防対策を講じた上で歯科治療を実施した場合

新型コロナ歯科治療加算(147点)

歯科治療の延期が困難な新型コロナウイルス感染症患者に対し、必要な感染予防対策を 講じた上で歯科治療を実施した場合にあっては、初診料の注 11 に規定する歯科診療特別 対応地域支援加算に相当する点数及び特定薬剤治療管理料の 100 分の 10 に相当する点数 を合算した点数 (147 点、「新型コロナ歯科治療加算」という)を算定できる。

電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は、算定できない。

(2) 必要な診療情報の提供を受け、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合 施設基準の届出無しで総合医療管理加算(50点)又は在宅総合医療管理加算(50点)

新型コロナウイルス感染症患者に対して、当該疾患の担当医から、歯科治療を行うに当たり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受け、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合、歯科疾患管理料または歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わず、歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算(50点)または歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に規定する在宅総合医療管理加算(50点)を1日につき1回算定できる。

この場合、同一保険医療機関の医科の担当医からの診療情報の提供を受けた場合においても算定して差し支えないが、算定に当たっては当該情報提供に関する内容を診療録に記載する。また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ当該点数を算定する保険医療機関においては、施設基準の届出は不要である。

当該点数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

(3) 診療時間が20分未満でも減算せず所定点数を算定

新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、診療時間が 20 分未満の場合であっても、歯科訪問診療料の注 4 に規定する減算を行わず、所定点数(歯科訪問診療 1 1,100 点、歯科訪問診療 2 361 点、歯科訪問診療 3 185 点)を算定できる。

当該点数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

(4) 患者等からの訴えにより速やかに歯科訪問診療を行った場合 緊急歯科訪問診療加算

新型コロナウイルス感染症患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、 速やかに歯科訪問診療を行った場合、歯科訪問診療料の注7に規定する加算を算定できる。 なお、当該加算を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載 する。

(5) 呼吸管理を行っている者に対して、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合 非経口摂取患者口腔粘膜処置(100点)

新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生 状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、非経口摂取患者口腔 粘膜処置(100点)を1日につき1回算定できる。

当該点数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

(6) 患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合 歯科治療時医療管理料(45点)又は在宅患者歯科治療時医療管理料(45点)

新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合、歯科治療時医療管理料(45点)又は在宅患者歯科治療時医療管理料(45点)を算定できる。また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ当該

点数を算定する保険医療機関においては、施設基準の届出は不要である。 当該点数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

(7) 口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合 歯科特定疾患療養管理料(170点)

新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、歯科特定疾患療養管理料(170点)を算定できる。

当該点数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

Ⅱ 診療行為コード・略称名称一覧

区分番号	診療行為 コード	省略名称	点数
A999-00	301118370	新型コロナ歯科治療加算 (特例)	147
B000-04	302016070	総合医療管理加算(特例)	50
B002-00	302016210	特疾管(特例)	170
B004-06	302016310	医管 (特例)	45
C000-00	303011110	訪問診療1 (診療所) (特例)	1100
C000-00	303011210	訪問診療1 (病院) (特例)	1100
C000-00	303012410	訪問診療2 (診療所) (特例) (10 月以降)	361
C000-00	303012510	訪問診療2 (病院) (特例) (10 月以降)	361
C000-00	303012610	訪問診療3(診療所)(特例)(10月以降)	185
C000-00	303012710	訪問診療3 (病院) (特例) (10月以降)	185
C000-00	303011370	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)(特例)	425
C000-00	303011470	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)(特例)	140
C000-00	303011570	緊急歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)(特例)	70
C000-00	303011670	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)(特例)	850
C000-00	303011770	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)(特例)	280
C000-00	303011870	夜間歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)(特例)	140
C000-00	303011970	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療1)(特例)	1700
C000-00	303012070	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療2)(特例)	560
C000-00	303012170	深夜歯科訪問診療加算(歯科訪問診療3)(特例)	280
C001-03	303012270	在宅総合医療管理加算(特例)	50
C001-04	303012310	在歯管 (特例)	45
1030-02	309020810	非経口処 (特例)	100
入院省略			